

「庁内会議の公表に関する指針」の趣旨及び解釈

平成22年12月
市民経済局市民生活部市政情報課

(趣旨)

第1条 この指針は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）第35条の規定の趣旨に則り、本市の施策決定プロセスの透明性の確保に資するため、庁内会議の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

庁内会議には、条例第36条（附属機関等の会議の公開）の規定は適用されないが、条例第35条（情報公表制度）の具現化の一つとして、庁内会議の会議の概要等について、積極的に公表を図る趣旨である。

【解釈】

1 「施策決定プロセスの透明性の確保」

この指針で定める庁内会議の公表は、「中期戦略ビジョン」の「施策4」に掲げられる事業のうち、「施策決定プロセス公開の推進」を新たに推進する事業のうち、最も重要なものの一つとして位置付けられるものである。

2 「必要な事項」

必要な事項として、公開手続に関する具体的な内容は、次条以下に定める。

(定義)

第2条 この指針において「庁内会議」とは、市の行政運営の基本方針及び市民生活に直接深く関わる事務事業の方針・計画を策定し、又はその施策を決定し、若しくは特に重要な施策を推進する、本市の常勤の職員により構成される会議で、要綱、規程等により設置されるもの（会長、座長、委員長等の会議を主宰する者が市長又は副市長で、構成員に複数の局室（局に属する室を除く。）の長が含まれるものに限る。）をいう。

【趣旨】

この第2条は、施策決定プロセスの公表対象となる庁内会議を定義するものである。

【解釈】

1 「庁内会議」の定義

この指針の対象となる庁内会議は、その設置目的が下記の①②③のうちの一つ以上に該当する会議であって、かつ、下記の④⑤⑥⑦の要件を全て満たす会議をいう。

【設置目的（1つ以上に該当）】

- ① 市の行政運営の基本方針を策定し、又はその施策を決定する会議
- ② 市民生活に直接深く関わる事務事業の方針・計画を策定し、又はその施策を決定する会議
- ③ 特に重要な施策を推進する会議

【要件（全てに該当）】

- ④ 本市の常勤の職員により構成される会議
- ⑤ 要綱、規程等により設置される会議
- ⑥ 会議を主宰する者が市長又は副市長であること
- ⑦ 構成員に複数の局室(局に属する室を除く。)の長が含まれているもの

それぞれの条件に該当するかどうかは、原則として、当該庁内会議の設置要綱・規程等により判断すべきものであるが、例えば設置目的の1つに該当する場合であっても、その他の設置目的から特に乖離するような場合は、庁内会議の一覧から除外する場合もあり得る。

(例：新修名古屋市史編さん会議、観光推進会議、ホームレス援護施策推進本部会議などは、②の設置目的（市民生活に直接深く関わる事務事業）からは乖離するものとして除外した)

所管課等において、対象となるかどうか判断が難しい場合等においては、市政情報課長と協議した上で分類するなどして、本指針が目指す庁内会議の公表施策の実現を図っていくことが望ましい。

2 「常勤の職員」

常勤の職員であれば、一般職であるか特別職であるかを問わない。

3 「要綱、規程等」

名称の如何を問わず、庁内会議の設置根拠となるものをいう。

4 「会長、座長、委員長等の会議を主宰する者」

会議を総理し、又は議長となる者をいう。

5 「複数の局室の長」

構成員に異なる局の局長（いわゆる局長をいい、局長以外の局長級職員を含まない）が複数含まれている場合を想定しており、会議の主宰者が市長又は副市長であっても、一局の局長しか構成員に含まれていない会議は、この指針の対象となる庁内会議とは想定していない。

（会議の概要及び会議資料の公表）

第3条 庁内会議の庶務を担当する課（局又は区に属する室を含む。）又は公所（以下「所管課等」という。）の長は、会議終了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した「庁内会議の会議の概要」（第1号様式。以下「会議の概要」という。）を作成し、これを公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 出席者（役職名）
- (5) 審議の概要
- (6) 照会先

2 所管課等の長は、会議の概要の公表とともに、会議資料（条例第7条第1項各号の非公開情報に該当するものを除く。）を公表するものとする。

3 前2項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、所管課等の長は、市民経済局市民生活部市政情報課長（以下「市政情報課長」という。）と協議した上で、前3項に規定する方法以外の方法により、会議の概要を作成し、若しくは公表し、又は会議資料を公表することができるものとする。

【趣旨】

この第3条は、庁内会議の会議の概要及び会議資料の公表について定めるものである。

【解釈】

（第1項関係）

第1項は、「庁内会議の会議の概要」の公表に関する義務規定であり、所管課等の長に対し、会議終了後にこれを速やかに公表することを義務付けたものである。

なお、公表項目のうち、「出席者（役職名）」と定めている点が、附属機関等の会議の公開の場合と異なる点に留意を要する。

また、会議の傍聴及びそれに伴う開催の事前公表については、特段の規定を設けていない。これを規定していない理由は、それらについては所管課等の判断に委ねる趣旨である。

(第2項関係)

第2項は、「庁内会議の会議資料」の公表に関する義務規定であり、「会議の概要」とともに「会議資料」を公表することを義務付けたものである。

なお、会議資料に非公開情報が掲載されている場合、「行政文書公開事務取扱要綱（平成12年9月29日市民経済局長決裁）」第5-4に準じて、当該非公開情報を黒く覆って複写したもの（文書等の場合）若しくは非公開情報を記号等に置き換え、又は表示されないようにするなど、適切な措置を講じたもの（電磁的記録等の場合）を公開することとする。

(第3項関係)

第3項は、庁内会議の「会議の概要」及び「会議資料」の公表の方法及びその期間を別表により規定したことを定めたものである。

(第4項関係)

第4項は、庁内会議の「会議の概要」の作成若しくは公表、「会議資料」の公表、それらの公表の方法及びその期間について、同条第1項から第3項までの規定以外の方法により公表することに関して、所管課等の長が市政情報課長と協議することができることを規定したものである。

会議の概要や会議資料の公表について既に個々の会議の設置要綱等で定めが存在する場合、個々の庁内会議の開催状況や内容によっては本条第1項から第3項までの規定により難しい場合、又はより適切な方法により公表等できる場合があり得ることを踏まえ、市政情報課長との協議を要することとして、公開方法としての妥当性を担保する規定である。

(庁内会議一覧の公表)

第4条 新たに設置することとなった庁内会議の所管課等の長は、次に掲げる事項を市政情報課長へ報告しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所掌事務
- (3) 設置根拠
- (4) 所管課等の名称

(5) 設置の年月日

- 2 市政情報課長は、庁内会議の名称等を記載した「庁内会議の設置状況一覧」（第2号様式。以下「庁内会議一覧」という。）を作成し、別表に定める方法によってこれを公表するものとする。
- 3 所管課等の長は、第1項に規定するもののほか、前項に規定する庁内会議一覧に記載された事項に異動があった場合又は庁内会議が廃止された場合は、速やかに、その内容を市政情報課長へ報告しなければならない。この場合において、市政情報課長は、庁内会議一覧を更新し、これを公表するものとする。

【趣旨】

この第4条は、庁内会議の一覧の公表について定めるものである。本指針の対象となる庁内会議の一覧を常時公表しておくことにより、庁内会議の公表等に対する市民のアクセスをより容易にし、もって市政に対する市民の理解を深めようとするものである。

【解釈】

（第1項関係）

第1項は、新たに庁内会議を設置することとなった所管課等の長は、その新設について市政情報課長に対し報告するよう義務付けた規定である。

（第2項関係）

第2項は、前項により市政情報課長が所管課等の長より報告を受けた庁内会議の設置状況について、取りまとめた上、別表に定める方法（市民情報センターへの配架及び市公式ウェブサイトへの掲載）により公表することを義務付けた規定である。

（第3項関係）

第3項は、前項により公表されている庁内会議一覧に記載された事項に異動があった場合又は庁内会議が廃止された場合に、所管課等の長において速やかに市政情報課長へ報告するよう義務付けた規定である。

ここに、報告の対象となる「異動」とは、本指針第2号様式に定める報告事項、すなわち「名称」「所掌事務」「設置根拠」「所管課等」「設置の年月日」に異動があった場合をいう。既存の2つ以上の庁内会議が統廃合されたような場合においては、存続する庁内会議の所管課等の長が、その統廃合に関し報告すれば足りる。

また、本項により庁内会議の設置状況に異動があった場合、市政情報課長は庁内会

議一覧を更新し、公表することが必要である。

(実施状況等の報告及び公表)

第5条 庁内会議を所管する各局室区等の長は、当該局室区等が所管する庁内会議の前年度における会議の開催状況等を記載した「庁内会議実施状況報告書」(第3号様式)を作成し、毎年4月30日までに市民経済局長へ報告しなければならない。

2 市民経済局長は、前項の報告を取りまとめ、毎年1回、この指針に基づく庁内会議の会議の実施状況について、公表するものとする。

【趣旨】

この第5条は、庁内会議の実施状況等の報告及び公表について定めるものである。

(第1項関係)

第1項は、各局室区等の長において、毎年4月30日までに、当該局室区等における庁内会議の会議の前年度の開催状況等について市民経済局長へ報告することを義務付けた規定である。

(第2項関係)

第2項は、前項により各局室区等の長から市民経済局長へ報告された、庁内会議の前年度の開催状況について、市民経済局長が公表することを義務付けた規定である。